豊中市危機管理対策本部設置要綱

(設置)

第1条 本市において、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じる おそれがある緊急の事態(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)その他の法令等 が適用されるものを除く。以下「危機事態」という。)が発生した場合に、全庁的に 迅速かつ的確に対処するため、豊中市危機管理対策本部(以下「対策本部」とい う。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 対策本部は、次の事項を所掌する。
 - (1) 危機事態に対する対応方針に関すること。
 - (2) 危機事態に係る情報の収集及び伝達に関すること。
 - (3) 広報及び報道に関すること。
 - (4) 職員の配備に関すること。
 - (5) 関係機関との連絡調整に関すること。
 - (6) 危機事態に係る対策対応に係る総合調整に関すること。
- (7) その他危機事態への対応に関して重要な事項の決定に関すること。

(組織)

- 第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長、危機管理監、教育長、上下水道事業管理者及び市立豊中病 院事業管理者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、前項に掲げる者のほか、必要があると認めるときは、市職員のうちから本部員を指名することができる。

(職務)

- 第4条 本部長は,対策本部の事務を統括し,対策本部の職員を指揮監督する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 前項の規定により、副本部長が本部長の職務を代理する場合の順位は、前条第3 項に掲げる順位による。
- 4 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。 (部)
- 第5条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に所属すべき部員は、対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。
- 4 部長は、部の事務を統括する。

(現地危機管理対策本部)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、現地危機管理対策本部(以下「現地本部」という。)

を置くことができる。

- 2 現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって構成する。
- 3 現地本部長及び現地本部員は、副本部長及び本部員のうちから本部長が指名する。
- 4 現地本部長は、現地本部の事務を統括する。

(対策本部会議)

- 第7条 対策本部会議は、本部長が招集する。
- 2 対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部長が必要と認めたときは、対策本部会議に前項に掲げる者以外の者の出席を 求めることが できる。

(事務局)

第8条 対策本部の事務局は、豊中市危機管理統括チームに置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか,対策本部の運営に関し必要な事項は,本部長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。 附 則
- 1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。 附 則
- 1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。 附 則
- 1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。 附 則
- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
 附 則
- 1 この要綱は、平成31年4月1日から実施する。 附 則
- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。 附 則
- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表(第3条関係)

総務部長,都市経営部長,都市活力部長、環境部長,財務部長,市民協働部長,福祉 部長,健康医療部長,こども未来部長,こども家庭支援監、都市計画推進部長,都市 基盤部長,会計管理者,市立豊中病院事務局長,上下水道局経営部長,同技術部長, 消防局長,教育委員会事務局長,同委員会教育政策監,市議会事務局長